

デジタル時代の ブランディング活動に 商標を活用してみませんか。



商標権を取得していないと
＼ こんな問題が起こります。 ／

他人のブランディング 活動とのコンフリクト

具体的には

ご自身で考えたネーミング等が、他人の商標権を侵害していないか常に注意しなければならず、思い通りのブランディング活動を行うことができません。

あなたのブランド力への ただ乗りが横行

具体的には

あなたのブランド力にあやかうとする者が、例えばインターネット上で同様のブランディングを行ったとしてもそれを止めることが容易ではありません。

需要者に選ばれにくく、 同業者との差別化が困難

具体的には

商標は、顧客の注目を惹き付ける目印です。インターネットが普及したデジタル時代では、需要者はインターネット上で簡単に見つけられる目印を求めています。



需要者の共感を得られる独自性のある
ブランドの構築を、デジタル時代に
適した形でお手伝いいたします。

弊所は、地域に根ざした事業を行っている個人事業主様や企業様を、知的財産を通じてサポートすることを得意とする小規模だけれどもフットワークのよい特許事務所です。

弊所は、単に商標権の取得を代行するのではなく、商標を活用したブランディングについてのアドバイスをさせていただいております。

商標登録出願のご依頼に至らなくとも、初回のご相談はWeb形式で無料にて対応させていただいております。

辰己国際特許事務所

弁理士 辰己 雄一
(2011年登録)

✉ info@g-infovend.biz

ご利用しやすい料金体系構築のため、実店舗を持たずに事業を行っております。まずはメールでお気軽にお問合せください。折り返し弊所の電話番号等をご連絡させていただきます。

辰己国際特許事務所



<https://ipforce.jp/Patent/tatsumiip>